

会員各位

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会
役員選考委員会

次期役員候補者の推薦及び立候補について (告知)

前略

来る5月に開催される定時総会終了を以って現役員全員の任期が満了致します。

つきましては、次期役員選出にあたって事前に会員の皆様から立候補戴き役員選考委員会で資格審査を実施したのち、理事会の承認を得た上で「第10回定時総会」に上程されますので、下記「役員選任規程」に基づき告知致します。

なお、立候補される場合は当協会ホームページから様式①理事・監事立候補届出書、②誓約書、③経歴書をダウンロードのうえ、必要事項を記載し提出期限(令和4年3月22日)までに当協会事務局まで郵送またはご持参下さいますようお願い致します。

草々

記

役員選任規程 第3章 役員の定数と資格及び立候補届 (抜粋)

(役員の定数)

第8条 理事の定数割りは、地区制と全県制に分けて、次のとおりとする。地区制は原則として29名以内とし、7地区(地区役員等組織図による)に区割りし、役員改選年の3月31日現在の正会員数を基準とし、比例按分とする(端数は四捨五入)

但し、北部・宮古・八重山地区より各1名を選出する。

2 全県制は原則として6名以内とする。

3 監事候補者は正会員から2名、正会員以外から1名とし、会長が提案のうえ常務理事会に諮り委員会へ届け出るものとする。

(理事及び監事候補者の資格)

第9条 理事候補者の資格は次の各号に該当する者とする。

(1) 正会員で業歴(法人にあつてはその法人の業歴)6年以上の者

但し、法人会員で商業登記簿謄本に代表取締役が複数設置されている場合は、この法人会員を代表して1名に限定し立候補することができる

(2) 宅地建物取引士である者、又は同等以上の国家資格を有する者

(3) 連続して候補者となる理事は、前任期中理事会及び関係会議等に3分の2以上出席した者

(4) 宅地建物取引業法及び関係諸法令によって5年以内に宅地建物取引業の免許停止以上の処分をされた事実のない者

(5) 定款及びこの内規並びにその他の諸規程に反し、5年以内に綱紀規程第3条(2)から(7)までの処分をされた事実のない者

(6) 理事候補者の年齢は、当該年度3月31日現在満70歳未満とする

2 監事候補者の資格は次のとおりとする。

(1) 正会員から推薦される監事は、前項に準ずる者

(2) 正会員以外から推薦される監事は、弁護士、税理士等の団体に所属する者又は同等以上の学識経験を有する者

(3) 監事候補者の年齢は、当該年度3月31日現在満70歳未満とする

3 理事並びに監事候補者の選考基準は次のとおりとする。

(1) 関連する各団体の代表者からの意見を尊重することとする

(2) 現役員の委員会活動並びに発言及び態度・遅刻等に関し、所属委員長の意見を尊重することとする

(3) 現役候補者並びに新規候補者の地域活動及び当協会事業に対する貢献度に関し、各地区宅地建物取引業者会代表者の意見を尊重することとする

(4) 三親等以内の複数の者が立候補した場合、諸般の事情を考慮し選考することとする

(5) 当協会及び各地区宅地建物取引業者会が主催する事業への参加又は当該事業の運営もしくは運営事務に関して積極的な協力を行っていること

(6) 当協会の運営に積極的に且つ実務処理能力を備え、諸活動に協力的であること

(立候補の届出)

第10条 立候補者は、地区制、全県制とも各地区2名の推薦を受け、別紙様式により候補者資格審査及び選考委員会に役員改選年度の3月1日から3月22日までに届出るものとする。但し、推薦人は1人につき1名とし、立候補者は他の立候補者を推薦することはできない(届出期日:規程では3月1日(火)から同20日ですが祝日及び土日となっており、期限を来る3月22日とする)

2 現理事・現監事が立候補する場合は、推薦人を必要としない。

※:送付及び問い合わせ先:那覇市泉崎1-12-7(公社)沖縄県宅地建物取引業協会事務局 ☎098-861-3402

理事候補者推薦届

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

役員選考委員会

委員長 _____ 殿

記

令和 年 月 日

私は、理事候補者として推薦されたことに対して受託いたします。

商号又は名称 _____

住 所 _____

理事候補者名 _____ 印

推薦人

上記の者を次期理事候補者として推薦することにしましたので、お届けいたします。

	商号	代表者名	印	所在地	電話
1					
2					

役員選任規定第10条（立候補の届出）

1. 推薦人は各地区（流通推進員組織図による）所在の会員2名からの推薦が必要です。
2. 役員改選年度の3月1日から3月22日までに届け出る必要があります。
3. 推薦人は、候補者1人につき1名とし、候補者は他の候補者を推薦することはできません。

令和 年 月 日

理事・監事立候補届出書

公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会
役員選考委員会 御中

記

令和 年 月 日

私は、次期「理事・監事」に立候補いたします。

商号又は名称 _____

現住所 _____

役員候補者名 _____ 印

※上記、理事並びに監事を選択し表示して下さい。

役員選任規定第10条（立候補の届出）要約抜粋

1. 役員改選年度の3月1日から3月22日までに届け出る必要がございます。
2. 立候補者は、他の立候補者を推薦することはできません。
3. 現理事・現監事が立候補する場合は、推薦人を必要としない。

誓約書

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会 御中

郵便番号 (〒) : _____

現住所 (居住地) : _____

ふりがな
氏名 : _____

生年月日 : 昭和・平成 年 月 日

私は、下記1の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「認定法」という）が規定する欠格事由に該当しないこと。また、下記2の個人情報の取り扱いに同意することを誓約致します。

記

1 認定法が規定する欠格事由について

認定法第6条第1号ロ、ハ、ニに規定する理事、監事及び評議員の欠格事由について、いずれの欠格事由にも該当しません。

【参考】認定法第6条第1号ロ、ハ、ニ（要約）

(1) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ア 認定法の規定に違反したこと。

イ 公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）規定に違反したこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く）に違反したこと。

エ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の第1項、第222条または第247条の罪を犯したこと。

オ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条または第3条の罪を犯したこと。

カ 国税または地方税に関する法律中偽り、その他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと。

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受ける事がなくなった日から5年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 個人情報の取扱いについて

公益認定を取り消された場合には、認定法第6条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、他の行政機関への情報の提供について同意します。

